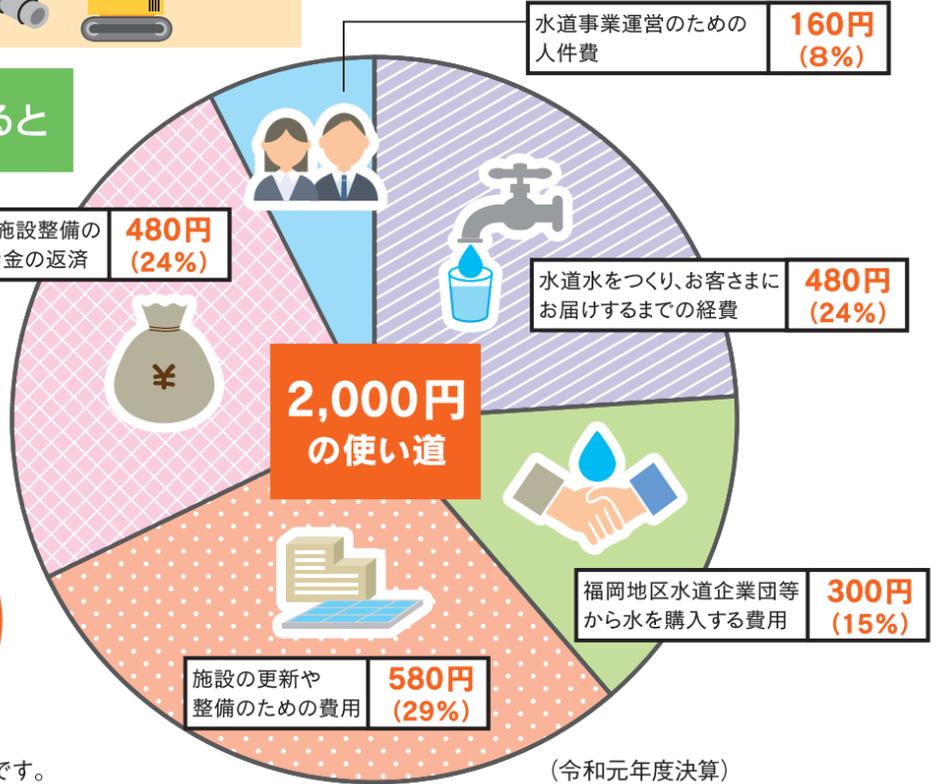


水道料金の仕組み

水道事業は「地方公営企業」として運営され、水道水をお届けするために必要な経費のほとんどは、皆さまにお支払いいただいている水道料金で賄っています。(独立採算制)
 今後も「安全で安心できる良質な水」を安定的に提供していくために、一層の経営効率化や財政の健全化に努めていきます。

家事用口径13mm使用水量15m³/月^{*1}と仮定すると

- 1回の支払い
約 7,600円
※2か月分の上下水道料金
- そのうち水道料金(2か月分)は
約 4,000円
- 水道料金(1か月分)では
約 2,000円



*1 家事用で最も契約戸数が多いのが口径13mm、平均的な使用水量が15m³/月です。

(令和元年度決算)

新型コロナウイルス感染症に関連した水道局からのお知らせ

○水道料金等のお支払いでお困りのみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の影響により水道料金・下水道使用料の支払いでお困りのお客さまに対して、支払いに関するご相談を承ります。

【お問い合わせ先】お住まいの区の営業所
 (※営業所へのお電話は「お客さまセンター」で一旦受け付けたのち、各営業所にお繋ぎします。)

区	電話	区	電話	区	電話
東区	092-641-4875	博多区	092-441-1491	中央区	092-521-6155
南区	092-541-4131	城南区	092-831-1311	早良区	092-831-1221
西区	092-882-1311	(受付時間 月曜日から金曜日:午前9時から午後5時)			

道路上で漏水を見つけたら

漏水は水という大切な資源を無駄にしてしまうだけでなく、出水不良や道路の陥没等、皆さまの日常生活に大きな影響を及ぼす危険があります。

晴れた日でも路面が濡れている場合は、地下に埋設してある水道管からの漏水の可能性があります。

もし、道路上で漏水を見かけられましたら、水道局保全課まで、ご連絡をお願いします。

※メーター以降の宅地内での漏水の場合は、指定給水装置工事業者へ修理を依頼してください。(メーター以降の宅地内での漏水修理はお客さま負担となります。)指定事業者の一覧は水道局ホームページ(「生活と水道」内「給水工事業者コーナー」)に掲載しています。

漏水のご連絡先

【保全課】電話092-292-0265 ファクス092-472-9849
 夜間等緊急を要するときは、営業時間外緊急電話受付センター
 ☎0120-290-432
 (月～金)17:30～翌朝8:45、(土・日・祝日・年末年始)24時間受付

漏水調査のお知らせ

水道局では、貴重な水を無駄なく有効に利用することも、道路陥没などを防ぐため、道路下の水道管に漏水がないかどうかを調査しています。
 この調査では必要に応じて、宅地内の給水管を調査する場合がありますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

漏水調査について

- ① 調査を行う場合は、事前にお知らせいたします。
- ② 調査員は、水道局が漏水調査を委託している証明書を携帯しています。
- ③ この調査で費用を請求することはありません。

「問い合わせ先」水道局 保全部 管修理課
 電話 092-483-3208

調査が必要な場合はご連絡いたします